

議案説明書

行政経営部 人事課

提出議会：令和6年第2回定例会

1 案件名

議案第12号 佐野市職員の育児休業等に関する条例及び佐野市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の改正について

2 概要

令和6年度より会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するため所要の改正を行う。

3 理由及び趣旨、目的、内容等

(1) 佐野市職員の育児休業等に関する条例

勤勉手当支給基準日において育児休業を取得している職員は以前6ヶ月間における勤務の状況に応じて、勤勉手当が支給できるところであるが、現在の規定では会計年度任用職員が除かれているため、含まれるよう改正を行う。

(2) 佐野市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例

題名を「佐野市会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例」に改め、第1条、第2条、附則第2項中に「勤勉手当」を加える。

第12条の2を加え勤勉手当の支給要件について定める。

4 その他の事項

施行日 令和6年4月1日